

「和田港若狭和田マリーナ」の指定管理者候補者の選定について

和田港若狭和田マリーナの指定管理者の申請の募集について、和田港若狭和田マリーナ指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定しました。

- 1 団体名 若狭高浜漁業協同組合
- 2 所在地 大飯郡高浜町塩土5-1
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

若狭高浜漁業協同組合は和田港若狭和田マリーナ指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価されました。

特にマリーナ管理運営の豊富な経験や緊急時の対応体制などが評価され、和田港若狭和田マリーナの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1 団体

若狭高浜漁業協同組合

大飯郡高浜町塩土5-1 代表理事組合長 櫻木 忍

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

藤田 真由美 福井銀行高浜支店支店長代理

野村 由紀子 若狭高浜観光協会

村井 忍 小浜海上保安署署長

一瀬 芳成 利用者代表

西川 秀和 福井県土木部港湾空港課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		若狭高浜漁業協同組合
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 和田マリーナの効用を最大限に発揮するものであること ・ 和田マリーナの設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	115
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 提案した収支計画の妥当性、実現可能性、持続性	150	138
4 和田マリーナの管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	168
合 計	500	421

③ 講評

- ・ 審査基準1については、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、利用者のニーズに応える体制や漁業者との調整能力が評価された。
- ・ 審査基準3は、収支計画は適正であると評価された。
- ・ 審査基準4については過去の実績や緊急時の対応策が評価された。

- 以上の総合的な評価により、若狭高浜漁業協同組合は、指定管理者としての能力を十分有していると評価された。

7 7年12月定例議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

令和7年9月30日

福井県知事 様

申請者 福井県大飯郡高浜町塩土5-1
名称 若狭高浜漁業協同組合
代表者氏名 代表理事組合長 櫻木 忍

指定管理者指定申請書

和田港若狭和田マリーナの管理に関する業務を行いたいので、福井県港湾施設管理条例第12条第2項の規定により、「和田港若狭和田マリーナ指定管理者募集要項」に記載されている応募資格を満たしていることを誓約し、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 和田港若狭和田マリーナの管理の業務に関する事業計画書
 - 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
 - 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
 - 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
 - 5 役員の氏名、住所および略歴等を記載した書類
 - 6 和田港若狭和田マリーナの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
 - 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 8 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書
- ※注 その他任意に提出する書類があれば追加記載すること。

和田港若狭和田マリーナの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 その他(協同組合)			
団体名	若狭高浜漁業協同組合			
所在地	大飯郡高浜町塩土5-1			
代表者名	櫻木 忍			
電話番号	0770-72-1234			
FAX 番号	0770-72-4480			
メールアドレス	takahama-soumu@heart.ocn.ne.jp			
設立年月日	平成13年11月1日			
資本金(基本財産)	226,565,000円			
従業員数	令和7年8月31日現在			16人
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	別紙による			
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
	若狭和田マリーナ	高浜町 和田	若狭和田マリーナの管理を福井県から委託(利用料金制度)	平成14年4月1日～平成18年3月31日
	若狭和田マリーナ	高浜町 和田	若狭和田マリーナ指定管理業務	平成18年4月1日～令和8年3月31日
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、若狭和田マリーナの類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

若狭和田マリーナの管理運営を行うにあたっての基本方針

(1) 施設の管理・運営について

① 施設の維持管理の基本方針

若狭和田マリーナ管理運営業務仕様書にあります施設および設備の維持管理業務の基本的事項を遵守いたします。

また、若狭和田マリーナは、オープンから40年が経過しており、随所に老朽している部分もあるため、マリーナの維持管理の基本的な方針は、以下に掲げる事項とします。

一 安全管理の徹底

施設を供用するにあたり、「安全」の2文字は最も重要視すべき事項として位置づけており、常に「安全」を意識した管理・運営を行います。

(平成14年度から当マリーナの管理委託を受けて以来、利用者の事故は施設外における水上バイク単独事故1件にとどまっており、また、当該事故を踏まえ、水上バイク利用制限の措置を直ちに取りました。)

二 利用者ニーズへの誠実・迅速な対応

当マリーナの設備の状況は、他マリーナに比べ施設の老朽化や垂直上下架施設、夜間照明灯、クラブハウス等がないなど劣っており、利用者の不満もあります。

このような中、利用者へのニーズを的確に把握し、要望のあった事項のうち簡易な設備の設置等で対応できるものは、迅速に対応し、利用者へ誠意をアピールしていくことで、利用者に満足していただきます。

(管理委託を受けた後、毎年1回のオーナー会議を開催し、利用者ニーズの把握に努め、当該会議等で要望の高かった避暑テントの設置や本漁業協同組合が運営するフィッシングセンター管理棟のオーナーへの開放を直ちに行いました。利用者からの評判も良く、当該設備の利用者も多数あります。ただし令和2年はコロナ感染症拡大防止のため、当施設の使用を制限しアルコール消毒剤の設置、換気等を条件として少人数での利用に留めました。また、AED常設については平成27年度より実施してあります。利用者より要望のあった給油施設については国体に向けて、県にて整備されたため取扱い有資格者を増員し要望に答えました。)

② 施設の運営についての基本的方針

一 利用者とのコミュニケーションを重視した運営

施設の使用許可の際に、使用者と面談を行い、施設利用に関するルールや許可条件を詳しく説明いたします。

また、気象情報、付近の水路情報(海上保安庁発表)、定置網情報や積雪情報など利用者が必要な情報を必要な時に伝えるよう掲示板を活用します。

二 適正な経理

予算・支払を行う会計部門を管理部門と切り離し、会計・経理部門の職員を配置するとともに、組合長が直接監督いたします。監査についても、当組合監事による監査を定期的を実施し、適正な経理に努めます。

三 海洋専門家による施設運営

当組合は、海洋資源と密接に関わる業務を行っており、組合員は近海の海洋とともに暮らしております。この業務や経験で得た近海の海洋に関するノウハウを生かした施設運営を行います。

また、漁業者との調整については、当組合以上に適した団体はありません。

(2) 公共性の確保について

若狭和田マリーナの管理にあたり、施設使用許可、利用料金徴収、その他利用者の施設利用に関するサービスの提供にあたっては、平等を確保することとし、不当な差別や

一部の者を優遇するようなことはいたしません。

なお、当組合は、水産業協同組合法に基づき設立された協同組合であり、平等・公平な取り扱いについては、公的組合として培ってきた実績があります。

3 管理運営業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

マリーナとして必要な利用者の安全管理を中心としたサービス業務を実施します。

ア 出港届、帰港届の受付

使用許可艇の出港、帰港状況について把握するため、利用者から出港届および帰港届の提出を求めることで、使用許可艇の動態を把握します。

イ 気象情報提供

必要な情報は管理事務所の掲示板に表示するなどの気象情報提供を行います。なお、天候の急変する場合等は携帯電話にて連絡を行います。

また、台風や波浪、積雪の恐れが高いときは、利用者に周知し、点検・補強等の対策をするよう努めます。

ウ 出港制限

強風、波浪、高潮、濃霧および暴風の注意報または警報が発令された場合など危険が確認される場合は、施設利用艇の出港を禁止します。

エ 海面監視、海難救助

供用時間内は、安全管理の面から海面監視を行います。

出港届が提出された艇について帰港予定時刻を経過しても帰港が確認されず安全が確認されない場合は、小浜海上保安署に通報するとともに、海難救助の公的役割を担う本組合による搜索・救難を行います。

オ プリペイドカードによる水道代の負担を年間利用者については免除とします。

カ その他

施設利用についての助言については、平成14年度から若狭和田マリーナの管理を行っており、すべての施設・設備についての適切な助言をすることができます。

(2) 施設の利用促進についての取組み

下記の取組み等により契約隻数の増加を目指します。

(既存の利用者に対する利用促進)

施設の利用案内をマリーナ管理事務所の見やすい場所に掲示し、施設利用者への案内を充実させます。

利用料金および供用時間については若狭和田マリーナ管理事務所入り口に掲示します。

利用者のニーズに合わせ、柔軟に供用時間を設け、利用しやすい施設とします。短期利用者にも出来るだけ長期的な利用の推進を図ります。

(新規の利用者へのPR活動)

マリナー管理事務所をはじめ、高浜町役場に施設の利用案内を備え置きます。

(3) 施設の維持管理についての取組み

次のとおり適切な施設の維持管理を行います。

- 施設、設備の保守、点検および小規模な修繕に関すること
目視による点検は、維持管理の基本であり、台風や風浪後の点検は細心の注意をもって行うのはもとより、日常的に巡回点検を実施しその結果を日誌に記録します。また、被災、破損箇所はそれ自体が軽微なものであっても、破損部分からの腐食・浸食により甚大な影響を及ぼすこともあり、破損箇所に対応できるものについては応急措置を行います。なお、塗装や錆止めや係留施設やブイの軽微な修繕については、当組合において実施します。
- 敷地内の清掃等環境整備に関すること
当マリナーは、風光明媚な若狭湾の外海に面しており、ダイナミズムと美しい海が魅力の施設であるため、施設の環境についても美化に努めます。
- 施設の防災に関すること
緊急時に直ちに利用できるよう消火器や医薬品は、適正に配置します。
小浜警察署、小浜海上保安署を始めとする公的機関に加え、近隣の救急医療機関である若狭高浜病院や消防機関である若狭消防組合と連携を図り、災害に備えます。
- 保管艇の出港および帰港の確認に関すること
利用者が施設を利用する際には、行き先、帰港予定時刻を把握できる体制を構築します。
- 利用者に対する水面係留場所および陸上保管場所の指定に関すること
それぞれの区画毎に保管・係留状況が分かる一覧表を作成し、当該一覧表をもとに所定の水面係留場所や陸上保管場所に利用者が船舶を置くように指導します。
- 利用料金の徴収、保管、経理に関すること
利用料金の徴収については、許可前払いを徹底し、適法な請求書により行います。保管については、公金に準じて適正に行います。経理については、年度毎に損益計算書および明細書を作成し、適正を期します。
- 関係機関との連絡調整に関すること
小浜海上保安署、小型船交通安全対策協議会、小浜警察署と連携を密にし、必要があれば直ちに連絡調整を行います。引き続き小型船交通安全対策協議会に加盟し、関係機関との連絡を強化します。
- 気象状況の把握と利用者への情報提供に関すること
常時、気象情報をマリナー管理事務所に掲示するとともに、注意すべき情報があるときは、利用者の出港前に、注意喚起を行います。気象その他状況により、出港禁止、帰港指示などの措置を行います。
- 事故防止、海難救助に関すること
事故等の可能性がある危険箇所には、立入禁止の看板およびバリケードを設置

し、ヤード内等に火気取扱禁止の看板を設置し、遊泳禁止場所には遊泳禁止の看板を設置するなど禁止情報の明示を行います。

利用者に安全講習を行うとともに、ライフジャケットの着用を呼びかけます。

海難救助にあたりましては、当組合にその機能があるため、組合員を動員するとともに、海上保安署等関係部署に至急連絡します。

また、異常気象や台風が予想される時は、保管・係留船舶の固定ロープ等を確認し、不備な艇は利用者に連絡を行います。

・利用者に対する施設の技術的助言に関すること

利用者がマリーナを快適に利用できるよう、船舶のメンテナンスや装備すべき備品などについて、利用者の求めに応じて船舶の専門家である当組合員が適切なアドバイスを行います。

・保管艇の盗難防止等防犯に関すること

管理区域においては、関係者以外立入禁止を明示した看板を設置し、供用時間以外はゲートに施錠をするとともに、マリーナ臨港道路入り口を封鎖します。

夏季については、7月中旬より8月下旬までの毎週土・日曜日、祭日および8月13日から16日及び春季・秋季連休時には委託業務による夜間警備を行い、それ以外の時期については、定期的に組合員による巡回警備を行い、防犯に努めます。

また、26年度より3台のカメラを設置し、24時間体制にて警備の強化を図っています。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

利用料金収入の確保については、利用者に納入を通知し、納入期限が経過したら直ちに電話催促を行います。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

意見箱の設置を継続するなど利用者の意見を徴収できる環境を整え、利用者ニーズの把握に努めます。また、対応については、当該会議等で要望の高かった避暑テントの設置や本漁業協同組合が運営するフィッシングセンター管理棟のオーナーへの開放を直ちに行った実績があります。両サービスとも利用者からの評判も高く、多数のオーナーが利用しております。また、AED常設及び監視カメラ設置を実施しました。これに加え、常駐職員が窓口となり、オーナーの要望を聞いた場合は、大小関わらず本組合本部あてその旨を伝達します。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

維持管理業務、使用許可業務それぞれに目標および達成水準等を設定し、年度末に達成状況確認を行うなど目標管理の手順を管理業務に導入します。

	目 標	達成期限	手 段	達成手段
維持管理業務	良好な状態を維持	通年	美化・清掃活動、適正な修繕の実施	指定管理開始時と同程度
使用許可業務	平等利用の確保	通年	職員教育の徹底	許可に関する苦情ゼロ

(7) その他

ア 若狭和田マリーナの指定管理者を希望する理由

海上における当マリーナのオーナーと漁業者とのトラブルを未然に防止し、マリンスポーツの普及の一助となるよう努めるためです。

また、マリーナに隣接する当組合が所有するフィッシングセンター管理棟を、オーナーハウスとして有効活用できるためです。なお、平成30年福井国体のセーリング会場としての利用実績もあります。

イ 外部委託の方針等

警備委託業務 夏季期間中の土・日曜日、祭日および8月13日から16日及び春季・秋季連休時は夜間常駐警備を委託しその他の期間はマリーナ管理事務所の防犯対応、火災異常対応業務の機械警備を警備業法有資格業者に委託します。なお、引き続き施設内に3台のカメラを設置し24時間体制にて警備の強化を図っています。

トイレ保守業務 有資格者に委託し、所定の法定料金を支払います。

施設修繕業務 塗装落ちや仕上げ材のはがれなどは、当組合の技術職員による直営修理が可能です。専門的技術を要する修繕については、工事業者に委託します。

ウ 緊急時の対応

緊急時に直ちに利用できるよう消火器や医薬品は、適正に配置します。

小浜警察署、小浜海上保安署を始めとする公的機関に加え、近隣の救急医療機関である若狭高浜病院や消防機関である若狭消防組合と連携を図り、災害に備えます。

緊急時の体制は、消防署OB等の採用により連絡体制を確立し、伝達訓練を実施するなど有事に備えます。

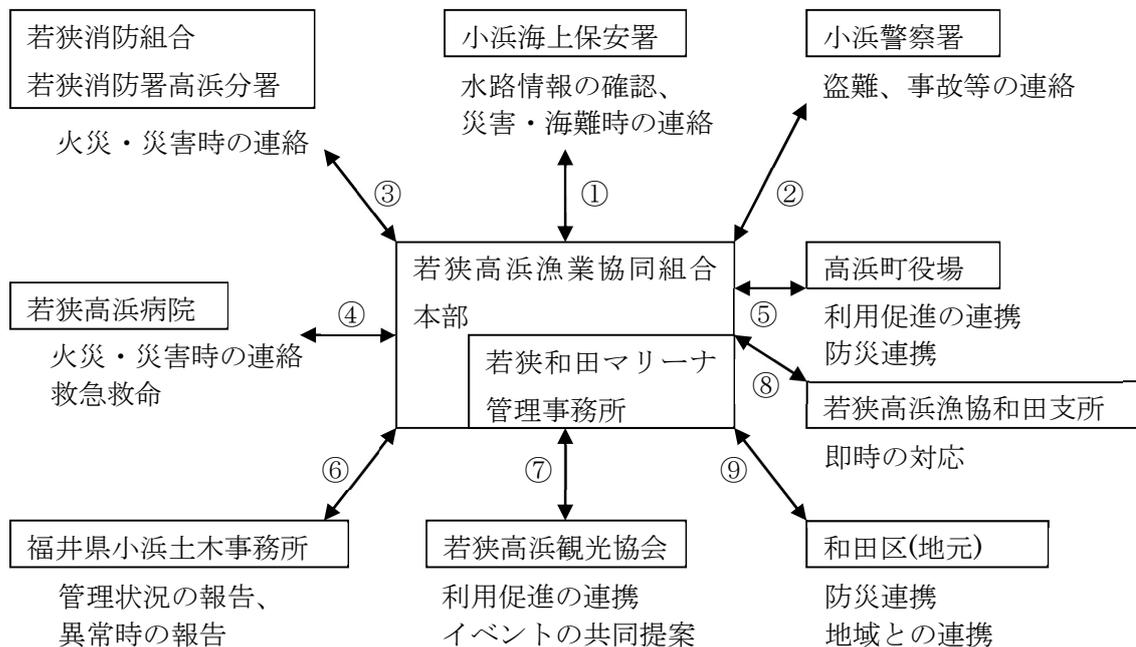
エ 個人情報の取扱いについての考え方

業務上知り得た個人情報は、業務以外のことには使用せず、適正に管理するよう研修等を実施し、職員教育を徹底します。特に、職員が個人情報の記録された書類、FD、パソコン等の紛失防止のため、管理事務所からの作成文書、媒体、パソコンの持ち出しを一切禁止します。

個人情報は、一度流出等すると原状回復が極めて困難であることから、日頃から漏えい、滅失または毀損の防止等の対策に努めます。

オ 地域および関係機関との連携

下記の図のとおり地域および各関係機関との連携を構築します。



連絡先

- ① 118 (0770-52-0494)
- ② 110 (0770-52-0110)
- ③ 119 (0770-72-2219)
- ④ 119 (0770-72-0880)
- ⑤ 0770-72-1111
- ⑥ 0770-56-2103
- ⑦ 0770-72-0338
- ⑧ 0770-72-3600
- ⑨ 0770-72-1325

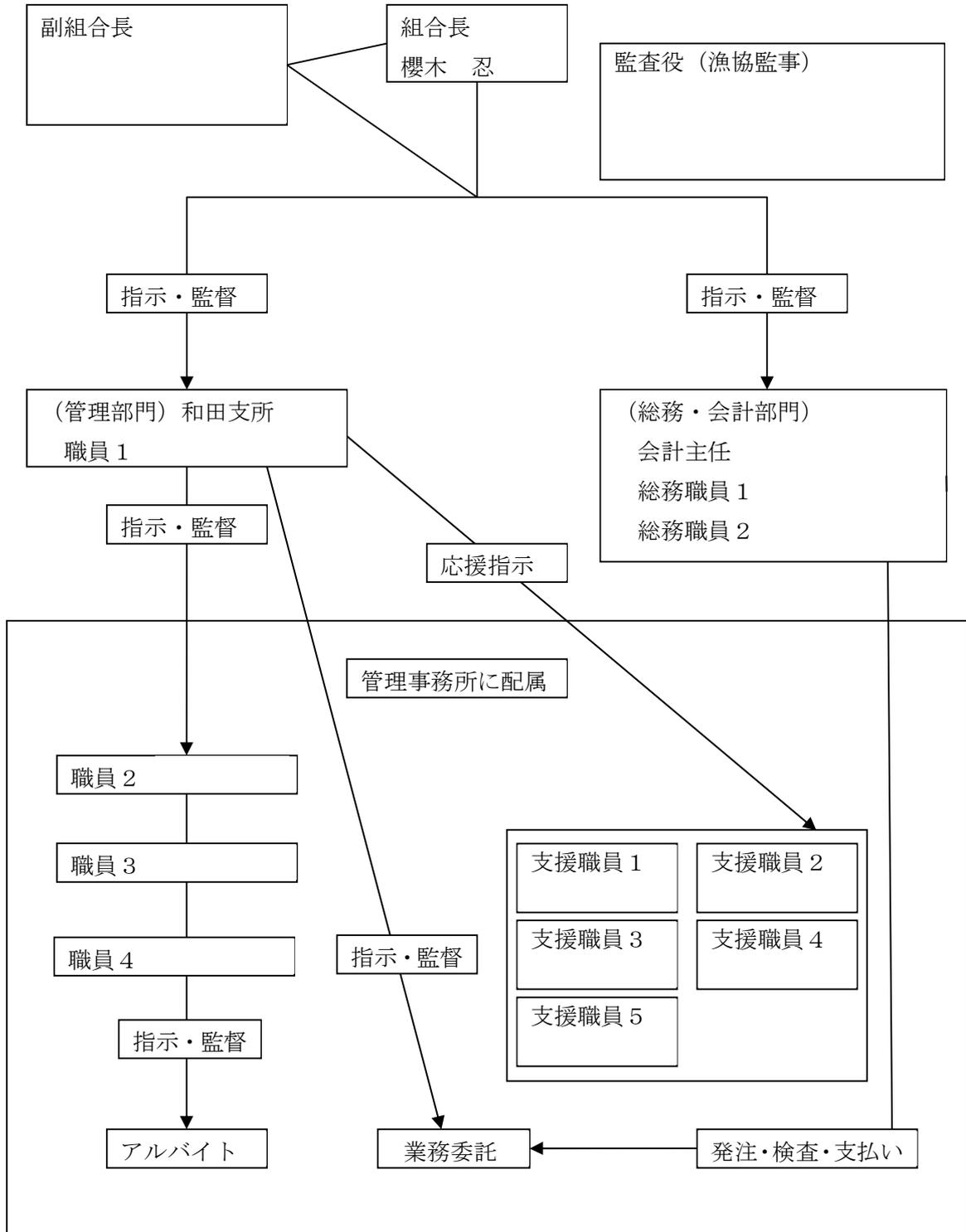
カ 自主事業その他の提案

若狭高浜観光協会、高浜町等とも連携を図り、セーリング大会等の良識のある海のスポーツ関係の利用促進により増収を図る。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

若狭和田マリーナを運営する組織図および職員全ての雇用関係、勤務体制を下記に示す。



(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

① 人材の配置

管理にあたる人材の配置について、供用時間には必ず当組合の期限の定めのない雇用契約職員（いわゆる「正社員」（以下「職員」という。))を管理事務所に常時2名体制で配置します。

具体的には、マリーナ専属職員を2名配置した上で、休日等のローテーションを考慮し、応援の職員を派遣することで対応します。

また、繁忙期である夏季については、アルバイトを雇用することで対応します。

職 種	業務内容	職能（資格、技能）
組合長	マリーナの責任者として以下の管理を行う。 ・施設使用許可 ・施設料金の徴収 ・マリーナの業務管理	1級小型船舶操縦士 無線電話通信士（甲種）
職員1	組合長を補佐しマリーナ管理運営の指示総括を行う。	事務経験者
職員2	マリーナの管理運営業務の実施責任者として施設の維持管理、施設の運営を行う。	2級小型船舶操縦士 玉掛け技能・普通救命講習1終了 漁船修理工場（電気、機関）経験35年
職員3	職員2を補助するとともに、施設維持管理・施設の運営を始め経験を生かし機関整備関係の助言、調整を行う・	大型自動車免許 危険物取扱免許乙種第4類 消防設備士免除乙種4類
職員4	職員を補助するとともに、施設管理を行う。	フォークリフト運転技能者 大型自動車・大型特殊車両免許 刈払機作業従事者資格
支援職員1 （随時）	同上	2級海上特殊無線技師 フォークリフト運転技能者
支援職員2 （随時）	同上	大型自動車免許 フォークリフト運転技能者
支援職員3 （随時）	同上	大型自動車・大型特殊車両免許 小型移動式クレーン 移動式クレーン・高所作業車 フォークリフト運転技能者 車両系建設機械（整地等） 2級海上特殊無線技士
支援職員4 （随時）	同上	2級小型船舶操縦士 フォークリフト運転技能
支援職員5 （随時）	同上	2級海上特殊無線技師 危険物取扱免許乙種第4類

会計主任 (総務、会計)	予算編成、契約発注、支出その他 会計の監督に関する業務および施 設の広報その他関係機関との連絡 調整に関する業務を行う。	2級海上特殊無線技師 フォークリフト運転技能者 総務経験35年
総務職員1	会計主任を補佐するとともに会 計業務を行う。	金融機関勤務経験
総務職員2	同上	事務経験者
アルバイト	職員の指示に従い、補助的作業 を行う。	

(3) 職員研修および人材育成方針

マリーナ管理業務に携わるスタッフに対し、海洋および船舶に関する研修を実施します。また、小型船交通安全対策協議会が実施する海上安全講習や海難救助訓練など毎年受講することで業務水準の向上に努めます。

5 令和8～12年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	8年度～ 12年度の 平均	備考
使用料等収入	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	
その他の収入	200	200	200	200	200	200	
計 (A)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	

支 出

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	8年度～ 12年度の 平均	備考
人件費	7,300	7,400	7,500	7,650	7,800	7,530	
消耗品費	100	100	100	100	100	100	
印刷製本費	50	50	50	50	50	50	
電気光熱水費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
通信費	100	100	100	100	100	100	
修繕費	250	250	250	250	250	250	
委託料(外部委託)	900	900	900	900	900	900	
使用料・賃借料	50	50	50	50	50	50	
負担金	50	50	50	50	50	50	
租税公課	700	700	700	700	700	700	
その他の支出	600	600	600	600	600	600	
計 (B)	11,200	11,300	11,400	11,550	11,700	11,430	

差引 (A) - (B)	500	400	300	150	0	270	
--------------	-----	-----	-----	-----	---	-----	--

- ・ 使用料等収入は料金改定で6年度実績よりも概ね10%の増収を見込んでいる
- ・ 契約隻数と収入は毎年現状維持と仮定し、収入は5年間横ばいとしている
- ・ 人件費は毎年約2%のベースアップを見込んでいる

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。